

役員及び評議員の報酬等に関する支給要綱

(目的)

第 1 条 この支給要綱は、社会福祉法人三笠市社会福祉事業団の理事、監事及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第 2 条 前条に規定するもの(三笠市の特別職及び一般職に属する職員は除く。)の報酬は次に定める額とする。ただし、その職務が市内で行われ、かつ4時間を超えない場合は、2分の1の額とする

日 額 5,700円

(費用弁償)

第 3 条 第1条に規定するもの(三笠市の特別職及び一般職に属する職員は除く。)が、その職務を行うために要する費用は、弁償する。

2 前項の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の5種とし、その額は別表に定めるもののほか職員の例による。

(費用弁償の支給方法)

第 4 条 前条の費用弁償の支給方法は、職員の例による。

(委任)

第 5 条 この支給要綱の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年11月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

2 別表の改正規定は、前項の規定にかかわらず、昭和56年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和63年5月24日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

(適用区分)

2 改正後の要綱は、昭和63年4月1日以後出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の要綱は、平成4年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の要綱は、平成7年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表の改正規定は、前項の規定にかかわらず平成14年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。